

別表十六(六)

「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

1 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

- イ この明細書は、令第 64 条第 1 項第 2 号(繰延資産の償却限度額)の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。
- ロ 繰延資産の償却に関する明細書の提出について、令第 67 条第 2 項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受ける場合の同項に規定する合計額を記載した書類又は規則第 27 条の 14 後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)の規定の適用を受けて、明細書の代わりに同条に規定する合計額を記載した書類を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月 2」、「償却期間の月数 4」及び「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数 5」の各欄の記載は必要ありません。

(2) 各欄の記載要領

この明細書は、繰延資産の種類区分ごとに、かつ、償却期間の異なるごとに別行に記載します。また、種類及び償却期間が同じであっても、当期に支出したものは別行で記載してください。

(注) 以下の表において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

- イ 「評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号(減価償却資産の償却の方法)に規定する評価換え等をいいます。
- ロ 「期中評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 4 号に規定する期中評価換え等をいいます。
- ハ 「期末評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号に規定する評価換え等のうち、同項第 4 号に規定する期中評価換え等以外のものをいいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「繰延資産の種類 1」	例えば「公共的施設負担金」、「共同的施設負担金」、「建物賃借権利金」等のように、その支出の費目を記載します。	
「支出した年月 2」	当期の途中で支出した繰延資産となる費用について別行として記載する場合に、その支出した年月を記載します。	
「支出した金額 3」	繰延資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる繰延資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄にその評価換え等の直後の帳簿価額を記載します。 (1) 当期前の各事業年度又は各連結事業年度（以下「各事業年度等」といいます。）において、期末評価換え等が行われた繰延資産……その期末評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度（以下「事業年度等」といいます。）後の各事業年度 (2) 当期以前の各事業年度等において期中評価換え等が行われた繰延資産……その期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度	1 評価換え等に係るこの欄の記載は、次の場合に行います。 (1) 期末評価換え等が平成 16 年 4 月 1 日以後に行われた場合 (2) 期中評価換え等のうち、法第 25 条第 2 項に規定する法律の規定に従って行う評価換え（同日前に会社更生法等の規定に従って評価換えがあった場合には、(1)によります。）又は民事再生等評価換えが平成 17 年 4 月 1 日以後に行われた場合 (3) 期中評価換え等のう

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		ち非適格株式交換等時価評価が平成 18 年 10 月 1 日以後に行われた場合 2 評価換え等のうち連結時価評価に係るこの欄の記載は、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度において行います。
「償却期間の月数 4」	(1) その繰延資産の支出の効果の及ぶ期間の年数に 12 を乗じた月数を記載します。 (2) その繰延資産につき、評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる各事業年度において、それぞれ次の月数を記載します。 イ 期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度……償却期間のうち期末評価換え等が行われた事業年度等終了の日後の期間の月数 ロ 期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度……償却期間のうち期中評価換え等が行われた事業年度等開始の日（当該事業年度等がその繰延資産となる費用の支出をする日の属する事業年度等である場合には同日とし、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格組織再編成」といいます。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人から引継ぎを受けた日の属する事業年度等である場合にはその適格組織再編成の日）以後の期間の月数	支出の効果の及ぶ期間に 1 年未満の端数がある場合には、その 1 年未満の端数は切り捨てます。
「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数 5」	(1) 当期中のその繰延資産の償却期間の月数（当期が支出した事業年度であるときは、支出した月から当期末までの月数とし、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。 (2) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産についてその適格組織再編成の日の属する事業年度の償却限度額を計算する場合には、その適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。 (3) 期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度においては、「4」に記載した償却期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。 (4) 期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度においては、「4」に記載した償却期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。	
「前期からの繰越額 10」	法第 32 条第 7 項（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する繰延資産について同項に規定する満たない部分の金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度においてその帳簿記載等差額をこの欄の上段に外書とし	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	て記載します。 (1) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除きます。）…その適格組織再編成の日の属する事業年度 (2) 合併、分割、現物出資、現物分配（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配を除きます。以下「合併等」といいます。）により移転を受けた繰延資産……その合併等の日の属する事業年度 (3) 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産……その民事再生等評価換えが行われた事業年度 (4) 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産……その時価評価が行われた事業年度の翌事業年度 (5) 非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産……その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度	
「同上のうち当期損金認容額 11」	当期において償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却超過額の範囲内でその償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。 「10」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「翌期への繰越額 12」	「10」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	

(3) 根拠条文

法 32、令 64～67

2 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書の用途は、令第 64 条第 1 項第 1 号《創立費等の償却》の規定により一時に償却ができることとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「前期までに償却した金額 15」	当期前の各事業年度等において、期末評価換え等が行われた繰延資産又は当期以前の各事業年度等において期中評価換え等が行われた繰延資産にあっては、その期末評価換え等又は期中評価換え等によりその帳簿価額が減額された金額を、この欄の上段に外書として記載します。	
「期末現在の帳簿価額 17」	「15」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	

(3) 根拠条文

法 32、令 64